

基監発第 0630001 号

平成 18 年 6 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

行政不服審査法に基づく審査請求における個人情報管理  
に係る適正な事務処理について（監督関係）

都道府県労働局における個人情報の管理の徹底については、平成 17 年 6 月 28 日付け地発第 0628001 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底について」による大臣官房地方課長からの指示に加え、本職からも先の全国会議において指示しているところであるが、郵便物の誤送等による個人情報の漏えいが跡を絶たない状況である。

このような状況の下において、先般、行政不服審査法（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 160 号）に基づく審査請求事案について、裁決書に関係者からの聴取書等を添付して審査請求人に交付したことにより、当該聴取書等に含まれていた審査請求人以外の第三者の個人情報が漏えいするという事案が発生したところである。

については、同種事案の再発を防止する観点から、下記に留意の上、審査請求が行われた場合の事務処理について遺憾なきを期されたい。

なお、本通達の内容については、労働基準部内各課に対しても周知するようお願いする。

記

- 1 裁決書と一体とみることができない添付書類に第三者の個人情報が含まれている場合に、これを添付して裁決書を送付すると個人情報の漏えいとなること。したがって、裁決書には、第三者の個人情報が含まれている書類（関係者からの聴取書等）を添付しないこと。

また、裁決書の「理由」中に第三者から聴取した事項を引用して判断を示すことは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 3 条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内の取扱いであることから、個人情報の漏え

いには該当しないものであること。したがって、裁決するに当たって、第三者から聴取した事項等について示す必要がある場合には、裁決書の本文に当該聴取した事項等を引用すること。この場合においても、引用する部分は必要最小限にとどめること。

- 2 各管理者及び裁決書に係る決裁を行う立場にある者は、決裁を行うに当たり、その内容の適否について判断することはもとより、審査請求人あてに交付する裁決書及び添付書類について、個人情報の漏えい防止の観点からも確認を行うこと。